

ご当地 VTuber サミット出展者 規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、「ご当地 VTuber サミット」（以下「本サミット」といいます。）に**出展・参加するご当地 VTuber 本人およびその運営・サポートメンバー**（以下総称して「出展者」といいます。）に適用される条件を定めるものです。

本サミットへの出展の申込をもって、出展者は本規約に同意したものとみなします。

第1条（本サミットの趣旨・目的）

本サミットは、次の趣旨・目的に基づき開催されます。

1. 地域を愛し、地域の魅力を発信する「ご当地 VTuber」が全国各地から「聖地」清水港に集結することにより、地域の魅力を発信し、全国各地の観光振興等地域の活性化に繋げること
2. 各地で活動するご当地 VTuber やクリエイターが、共通する課題を共有し、解決に向けた知識・事例を持ち帰り、自身の活動をさらに前に進めること
3. アバター等の活用により、障がいなどがあり、外出や対面での活動に制約がある方にも活躍の機会を広げ、各産業の人手不足対策にもつながる技術や事例を発信すること
4. 発展し続ける AI 等のデジタル技術を学び、「ご当地 VTuber」と組み合わせることで新たなまちづくりのヒントを学ぶこと

第2条（参加資格）

本サミットに参加できるのは、次のすべての条件を満たす方とします。

1. 前条に定める本サミットの趣旨・目的に賛同していること。異なる考えであっても尊重し、本サミット主催者および他の出展者・来場者・関係者に対する誹謗中傷・攻撃等をしないこと。
2. 実社会およびインターネット上において、これまでに特定の個人・団体・地域・作品等に対する執拗な誹謗中傷、攻撃行為、差別的発言その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。
3. 今後も、誹謗中傷や攻撃的な言動、公序良俗に反する言動を行わないことを約束できること。
4. 反社会的勢力、またはこれに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ反社会的勢力と関係を有していないこと。
5. その他、主催者が本サミットの運営上支障がないと判断した方であること。

主催者は、前各号のいずれかに違反すると合理的に判断した場合、参加申込の不承諾、参加の取消し、途中退場等の措置をとることができものとします。

第3条（禁止行為）

出展者は、本サミットの会場内外および関連するオンライン空間（公式配信・SNS・ファン交流の場 等）において、以下の行為を行ってはなりません。

1. 本サミットや特定の個人・団体・地域・作品・キャラクター等に対する、誹謗中傷、侮辱、名誉毀損、差別的発言、晒し行為、嫌がらせ行為。
2. 事実に反する情報や、誤解を招く意図的な情報の拡散。
3. ストーカー行為、過度な接触要求、身元特定（いわゆる「身バレ」）を意図した行為や、それを助長する行為。

4. 暴力的・脅迫的な言動、威圧的な言動、その他、出展者・来場者・関係者に不安・恐怖・不快感を与える行為。
5. 公序良俗に反する行為、法律・条例・会場施設規則に違反する行為。
6. 反社会的勢力への利益供与、または反社会的勢力と関係があると疑われる行為。
7. 本サミットの運営を妨げる行為、スタッフの指示に従わない行為。
8. 主催者または第三者の著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権、その他の権利を侵害する行為。
9. ブースレイアウト、機材・電源の利用方法、搬入搬出の導線などについて、主催者が定める出展要項・マニュアルに反する行為。
10. その他、主催者が不適切と判断する行為。

第4条（アバター・身元保護への配慮）

1. 本サミットは、一部の出展者がアバターを通じて活動していること、その中には、身元の保護を特に必要とする方がいることを前提とします。
2. 主催者・出展者は、出展者および来場者の本名、住所、勤務先、家族構成、顔写真等の個人情報、またはそれを推測させる情報を、許可なく収集・記録・公開してはなりません。
3. 会場内での撮影・配信に関するルールは、別途主催者が定める一般来場者ルールに従うものとします。
4. 主催者は、身元保護の観点から必要と判断した場合、撮影制限、動線の制限、立入禁止エリアの設定等の措置を行うことができ、出展者はこれに従うものとします。

第5条（コンテンツ・権利関係）

1. 出展者が本サミットにおいて展示・発表・配信するアバター、動画、画像、音声、文章その他一切のコンテンツ（以下「参加コンテンツ」といいます。）については、出展者自身が必要な権利（著作権、肖像権、商標権等）を有しているか、または正当な許諾を得ているものに限られます。
2. 出展者は、参加コンテンツに関して、第三者の権利を侵害しないことを保証するものとし、万一紛争が生じた場合は、自らの責任と費用においてこれを解決するものとします。
3. 主催者は、本サミットの記録・広報・報告等の目的のため、会場の様子やステージ、ブース等を撮影・録音し、ウェブサイト、SNS、印刷物、報道機関への提供等に用いることがあります。
4. 出展者は、自身が映り込む可能性があることを了承のうえ参加するものとします。ただし、個別に配慮が必要な場合は、事前に主催者へ相談するものとします。

第6条（自己責任・免責）

1. 出展者は、本サミットへの参加にあたり、自らの健康管理、安全管理、所持品管理について自己の責任において行うものとします。
2. 会場内外で発生した出展者同士のトラブル、盗難・紛失、事故等について、主催者に故意または重大な過失がない限り、主催者は責任を負いません。
3. 天災地変、感染症の流行、行政指導、交通機関の障害その他主催者の支配が及ばない事由により、本サミットの全部または一部の中止・変更を行う場合があります。この場合に出展者に生じた損害について、主催者は責任を負いません。

第7条（参加資格の停止・取消し）

1. 主催者は、出展者が本規約に違反した、または違反するおそれがあると合理的に判断した場合、事前の通知なく、参加資格の停止・取消し、退場のお願い、今後の出展のお断り等の措置をとることができます。
2. 前項の措置により出展者に損害が生じた場合であっても、主催者はその責任を負いません。

第8条（規約の変更）

1. 主催者は、本サミットの円滑な運営のため、本規約を随時変更できるものとします。
2. 規約を変更した場合、主催者は適切な方法で出展者に周知し、変更後に本サミットへ出展した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

第9条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本規約または本サミットに関して紛争が生じた場合、主催者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年11月1日 清水ドリームワークス

2026年10月6日 改定 第1条（本サミットの趣旨・目的）の変更